

〇ＴＣ類似薬の患者負担増の中止を求めることに関する意見書（案）

国は、〇ＴＣ類似薬について、令和９年３月から薬剤費の４分の１を保険適用除外にしようとしている。このことは、「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」という大原則を壊し、患者に大きな負担を強いるものである。医師が必要として処方する薬を、市販薬があるからと一部でも保険から外すことに道理はない。

配慮が必要な場合は別途の負担を求めないとされているが、厚生労働省が本年９月１６日に社会保障審議会医療保険部会に示し、了承されたとりまとめでは、関節リウマチ、変形性関節症、アトピー性皮膚炎、アレルギー疾患などの患者が使用する多くの薬剤がそうした配慮の対象外となる。負担増の対象外となる範囲は狭く、配慮ではなく排除だと批判されている。

そもそも、国において配慮が必要な人を特定することは、それ以外の人には配慮の必要がなく公的保険でカバーしなくてよいとするもので、国民皆保険制度の理念に反するといえる。

保険適用除外にされた薬剤費は今のままでは各種の医療費助成の対象からも外され、例えば、都の心身障害者医療費助成を利用して生活している重度の障害者などにも別途の負担が生じ、必要な医療を受けられない事態が広がりがねない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、〇ＴＣ類似薬の患者負担増を中止することを強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月　　日

東京都議会議長　　増　子　博　樹

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		